

平成三十一年度（二十十九年度）青森県循環型社会形成推進計画策定に係る基礎調査業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成三十一年四月十九日

青森県知事 三村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 業務名 平成三十一年度（二十十九年度）青森県循環型社会形成推進計画策定に係る基礎調査業務

2 業務内容 入札説明書による。

3 履行期限 平成三十二年（二十二十年）三月二日

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項に規定する者に該当しない者であること。

2 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第二百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

3 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）又は平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、調査及び研究に係る契約についてAの等級に格付けされた者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

5 過去五年間に都道府県において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画又は循環

型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第三十二条の規定に基づく循環型社会の形成のために必要な都道府県の施策に係る計画の策定のための調査として、次の(一)から(四)までに掲げる全ての業務について履行実績があること。なお、全ての業務について同一の都道府県での履行実績であることは要しないこととする。

- (一) 一般廃棄物に関する調査
- (二) 産業廃棄物に関する調査
- (三) 循環的利用量に関する調査
- (四) 廃棄物に関する意識調査

三 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、二に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

- (一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、平成三十一年（二十九年）五月十日午後五時までに青森県環境生活部環境政策課長に提出しなければならない。また、申請書及び関係書類の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。
- (三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部環境政策課循環型社会推進グループ

電話 〇一七―七三四―九二四九

五 入札の日時及び場所

1 日時

平成三十一年（二十九年）五月二十四日 午前十時

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟二階B会議室

3 その他

郵送又は電送による入札は認めない。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金

青森県財務規則第三百三十二条第一項第二号により免除する。

2 契約保証金

青森県財務規則第二百五十九条の規定による。

七 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

八 契約の締結

1 青森県財務規則第五十一条の規定により、落札決定の日から七日以内に契約を締結する。ただし、落札者からの申し出により契約締結の延期の承認を与えたときは、この限りでない。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

九 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書及び入札説明書に定める事項を遵守すること。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

詳細は入札説明書による。